

「3」所得から差し引かれる金額に関する事項(平成29年 1 月～12月に支払った金額や年末の扶養の状況について)

●雑損控除（支出した金額が分かる書類（領収書等）の提示または添付が必要です。）

本人または生計を一にする配偶者や扶養親族の有する住宅や家財が災害や盗難、横領によって損害を受けた場合、次のいずれか多い金額を控除します。
・(損失額－保険、損害賠償などで補填される金額)－(総所得金額等の10%)
・災害関連支出の金額－5万円 ※災害関連支出…災害等に関連して納税者がやむを得ない支出をした場合の金額(がれき撤去費用など)

記入例	雑 損 控 除	損害原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類	損害金額	保険金などで補填される金額	差引損失額のうち災害関連支出金の金額	⑩			1	0	0	0	0
		水 害	29 年 4 月 1 日	家財	3,700,000	500,000	0								

※⑩には、総所得金額等(分離課税がない場合は、所得金額の合計⑨の金額)の10%(災害関連支出の場合は5万円)を引いた残りを記載してください

●医療費控除（支出した金額が分かる書類（領収書等）の原本の提示または添付が必要です。①か②のいずれか一方を選択する必要があります。）

①本人または生計を一にする配偶者や扶養親族のために支払った医療費を控除します。控除の計算式は次のとおりです。(限度額200万円)
「支払った医療費」－「高額医療、保険金などで補填される金額」－「総所得金額等の 5 % または10万円のいずれか少ない方」

記入例	医 療 費 控 除 ※セルフメディケーション税制の特例 を適用する場合は□にチェック	特例	支払った金額 (特例の場合は特定医薬品購入費のみ)	補填される金額	総所得金額等の5%か10万の少ない方 (特例の場合は12,000円)	⑪			2	5	0	0	0	0
		☐	150,000	25,000	100,000									

②医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)を受けられる場合(健康の保持増進及び疾病の予防への取り組みを行っている場合のみ適用可)
本人または生計を一にする配偶者や扶養親族のために支払った特定医薬品(スイッチO T C医薬品)の支払額から1万2千円を引いた額を控除します。(限度額8万8千円)

記入例	医 療 費 控 除 ※セルフメディケーション税制の特例 を適用する場合は□にチェック	特例	支払った金額 (特例の場合は特定医薬品購入費のみ)	補填される金額	総所得金額等の5%か10万の少ない方 (特例の場合は12,000円)	⑪			2	5	0	0	0	0
		☒	37,000		12,000									

●社会保険料控除 ●小規模企業共済等掛金控除（証明書の提示または添付が必要です。）

本人または生計を一にする親族のために負担した国民健康保険料や後期高齢者医療保険料、介護保険料、小規模企業共済等掛金などを記入します。これらの控除は支払った金額をそのまま控除します。(親族が年金・給与から特別徴収により納付された金額は除きます。)

記入例	社会保険料控除	国民健康保険料		後期高齢者医療保険料		国民年金保険料		介護保険料		その他の保険料		⑫			1	4	0	0	0	0
		100,000						10,000		30,000										
	小規模企業共済等掛金控除	掛金の種類	小規模企業共済	支払掛金	100,000	掛金の種類		支払掛金		⑬			1	0	0	0	0	0	0	

●生命保険料控除（証明書の提示または添付が必要です。なお、証明書に「新」「旧」の記載がありますのでご確認ください）

支払った生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料(新契約のみ)を記入します。契約日が平成23年12月31日以前か、以後かで控除の計算式が違いますので分けてご記入ください。控除の計算式は右のとおりです。 計算した結果を控除額欄に記入します。

※新旧混在の場合はそれぞれの式にあてはめて計算し、その合計額を控除額とします。ただし、上限額は28,000円です。また、旧契約の控除額単独で28,000円を超える場合はその額が控除額(上限35,000円)となります。

【新契約（平成24年1月1日以後）】

支 払 額	控 除 計 算 式
～12,000 円	支払保険料の金額
12,001～32,000 円	支払保険料×1／2+6,000 円
32,001～56,000 円	支払保険料×1／4+14,000 円
56,001 円～	28,000 円

【旧契約（平成23年12月31日以前）】

支 払 額	控 除 計 算 式
～15,000 円	支払保険料の金額
15,001～40,000 円	支払保険料×1／2+7,500 円
40,001～70,000 円	支払保険料×1／4+17,500 円
70,001 円～	35,000 円

生命保険料控除の上限額は70,000円

記入例	生命保険料控除	新生命保険料の計	15,000	新個人年金保険料の計		介護医療保険料の計	30,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
-----	---------	----------	--------	------------	--	-----------	--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

●地震保険料控除(証明書の提示または添付が必要です。)

支払った地震保険料、旧長期損害保険料の額を記入します。
控除の計算は右の表のとおりです。
※上限額は25,000円です。

【地震保険料控除】

支 払 金 額	控 除 計 算 式
～50,000 円	支払金額×0.5
50,001 円～	一律 25,000 円

【旧長期損害保険料控除】

支 払 金 額	控 除 計 算 式
～ 5,000 円	支払金額
5,001～15,000 円	支払金額×0.5+2,500 円
15,001 円～	一律 10,000 円

記入例	地震保険料控除	地震保険料の計	30,000	旧長期損害保険料の計	5,000			2	0	0	0	0
-----	---------	---------	--------	------------	-------	--	--	---	---	---	---	---

●本人該当控除

本人該当控除は右の図のとおりです。
※障害者手帳をお持ちの場合は障害者控除額が加算されます。
控除額は4頁の扶養控除欄の金額をご参照ください。

(※分離課税所得がある場合は各区役所税務課にお尋ねください。)

種 類	内 容	控除額
一 般 寡 婦	・夫と死別、もしくは離婚後、婚姻をしておらず扶養親族または、他の者の扶養になっていない生計を一にする子（所得38万円以下）がいる場合 ・夫と死別後婚姻をしておらず合計所得金額が500万円以下の場合	26万円
特 別 寡 婦	夫と死別、もしくは離婚後、婚姻をしておらず扶養親族である子がいる場合でかつ合計所得金額が500万円以下の場合	30万円
寡 夫	妻と死別、もしくは離婚後、婚姻をしておらず、他の者の扶養になっていない生計を一にする子（所得38万円以下）がいる場合でかつ合計所得金額が500万円以下の場合	26万円
勤 労 学 生	大学、高校または専修学校などの学生で合計所得金額が65万円以下で自己の勤労によらない所得が10万円以下の場合	26万円

記入例	本人該当控除 (該当するのに「し」「ろ」を付けてください)	☐ 寡婦(寡夫)控除(離婚・死別・生死不明・未帰還)	身体・精神・療育(4級)・認定(特・普)			2	6	0	0	0	0
		☐ 勤労学生控除(学校名)									

●配偶者控除 ●配偶者特別控除

配偶者控除は昨年の合計所得金額が38万円以下の場合でかつ事業専従者でない場合適用できます。控除額は以下のとおりです。

- ・一般の配偶者…33万円 (S23. 1. 2以降生まれ)
- ・老人 配偶者…38万円 (S23. 1. 1以前生まれ)

※障害者手帳をお持ちの場合は障害者控除額が加算されます。
控除額は4頁の扶養控除欄の金額をご参照ください。

配偶者特別控除は合計所得金額が38万円を超え76万円未満の場合でかつ事業専従者でない場合に適用されます。

控除額は右のとおりです。

《配偶者特別控除表》

配偶者合計所得金額	控 除 額
380,001～449,999 円	330,000 円
450,000～499,999 円	310,000 円
500,000～549,999 円	260,000 円
550,000～599,999 円	210,000 円
600,000～649,999 円	160,000 円
650,000～699,999 円	110,000 円
700,000～749,999 円	60,000 円
750,000～759,999 円	30,000 円
760,000～ 円	0 円

記入例	配偶者控除 ・ 配偶者特別控除	氏 名			生年月日						同居・別居			身体・精神・療育（ 級）・認定（特・普）		3	3	0	0	0	0
		熊 本 ひ ば り			明 昭	大 平	24年1月1日				同	別									
		個人番号	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3							